

ご注意
◎内容を正確に確認の上、写等ではなく、この証明書本紙を必ず自動車に備え付けておいてください。

証明書 番号	第 DMRV32433 号
-----------	---------------

令和 6年 9月 9日

自動車損害賠償責任保険証明書

下記の自動車については、自動車損害賠償保障法による自動車損害賠償責任保険契約が締結されていることを証明します。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

自動車登録 番号、車両 番号又は 標識の番号 (車台番号)	岐阜 46 ち 7933 BMD21-615838	自動車の 種 別	小貨 (自)
保険期間	自 令和 6年 9月 22日 12か月 至 令和 7年 9月 22日 午前12時	使用の本拠 の所在地	岐阜県
保 住 險 所 契 及 約 び 者 氏 の 名	岐阜県揖斐郡揖斐川町開田 4 4 8 独立行政法人水資源機構 徳山ダム管理所	指定金融 機関名	
異 動 事 項		保険料収納年月日	令和 6年 9月 9日
管轄店名 及び 所在地	あいおいニッセイ同和損保 本社 〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1 お問い合わせ先 (携帯・PHS OK) 0120-395-101	損保自動車 CV14	扱 者

自賠責保険についての詳しい内容は、当社ホームページからご覧いただけます。
ホームページアドレス (<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>)
複製防止のため、証明書の背景に文字を印字しています。

<登録情報処理機関報告契約>

自賠責保険についてのご案内

■自賠責保険(自動車損害賠償責任保険)の概要

自動車の運行によって他人を負傷させたり、死亡させたりしたために、被保険者(保険の補償を受けられる方、具体的には保有者※または運転者)が損害賠償責任を負う場合の損害について保険金等をお支払いします。(人身事故に限ります。)

※ 保有者には、レンタカーを借りて使用する人、友人の車を借りて使用する人なども含まれます。

■保険金等のお支払い内容

自賠責保険の保険金等は、迅速かつ公平に保険金等をお支払いするために、国土交通大臣および内閣総理大臣により「支払基準」が定められています。

	損害の範囲	支払限度額(被害者1名あたり)
傷 害 に よ る 損 害	治療関係費、文書料、休業損害、慰謝料	最高120万円まで
後遺障害による損害	逸失利益、慰謝料等	神経系統・精神・胸腹部臓器に著しい障害を残して介護が必要な場合 常時介護のとき:最高4,000万円 随時介護のとき:最高3,000万円 後遺障害の程度により 第1級:最高3,000万円～ 第14級:最高75万円まで
死 亡 に よ る 損 害	葬儀費、逸失利益、慰謝料(本人および遺族)	最高3,000万円まで
死 亡 す る ま で の 傷 害 に よ る 損 害	(傷害による損害の場合と同じ)	最高120万円まで

■事故時のご対応および保険金等のご請求

事故を起こしたときは、まず、けが人の救護に努め、それとともに必ず警察に届け出てください。また、被害者と加害者、自賠責保険証明書番号など事故のあらましを遅滞なく引受保険会社に届け出てください。

自賠責保険への請求は、被保険者(加害者)だけでなく被害者からも行うことができます。また、本請求のほか、仮渡金の制度があります。保険金等の請求に必要な書類や手続きの詳細につきましては、引受保険会社にご相談ください。

■保険金等のお支払いに関する情報の提供

被害者または被保険者が、保険金等が適正に支払われているか否かを自ら判断するために、以下のとおり、保険金等のお支払いに関する情報が、引受保険会社から書面により提供されます。

- ・支払基準の概要、お支払い手続きの概要、紛争処理機関の概要(保険金等を請求された時点)
- ・お支払いした金額、後遺障害の等級とその判断理由、減額の割合とその判断理由(保険金等をお支払いした時点)
- ・お支払いできなかった場合、その理由(お支払いできないことが確定した時点)

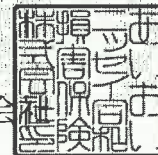
また、上記に加えて必要な追加情報も引受保険会社に請求することができます。

(裏面もご覧ください)

証明書 番号	第 DMRV32433 号	自動車損害賠償 責任 保険	令和 6年 9月 9日 保険料領収証
自動車登録 番号、車両 番号又は 標識の番号 (車台番号)	岐阜 46 ち 7933 BMD21-615838	保 険 料	¥12,850
管及 轄 店 所 名 在 地	あいおいニッセイ同和損保 本社 〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1 お問い合わせ先 (携帯・PHS OK) 0120-395-101		
保険期間	自 令和 6年 9月 22日 12か月 至 令和 7年 9月 22日 午前12時		

契約者 独立行政法人水資源機構
徳山ダム管理所 様

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
上記保険料を領収いたしました。



ご注意
◎この領収証は保険証明書の効力を有しないので、必ず証明書をとお受け取りください。